

## ●国民健康保険に加入されている40～64歳の方

40～64歳の方は「介護保険第2号被保険者」として、医療保険分と後期高齢者支援金等分に加え、介護保険分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。



### <年度の途中で65歳になられる方>

7月の本課税の時から誕生月の前月（月の初日生まれの方は前々月）までの分を計算して課税していますので年度途中での変更課税はありません。

### <年度の途中で40歳になられる方>

40歳の誕生月（月の初日生まれの方は前月）から介護保険分を納めていただくこととなりますが、7月以降に40歳になられる方については、7月の本課税の時に前もって介護保険分を課税をすることはできませんので、途中で変更課税をさせていただき増額分を通知いたします。

## ●国民健康保険税納税を滞納すると……

納期限までに納付されない場合は督促状が発布され、100円の督促手数料を加算して納めていただくこととなります。

また、特別な理由もなく保険税の滞納が続きますと、有効期間の短い「短期被保険者証」や「資格証明書」が交付されたり、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので忘れずに納期限までに納めてください。

## ◇ 前期高齢者（70～74歳）の方へのお知らせ ◇

現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月末までとなっております。

平成19年中の所得によって自己負担割合を判定し、8月1日からご使用いただける新たな受給者証を有効期限までに郵送します。

※現役並所得以外の方の自己負担割合は平成21年3月まで1割に据え置かれます。



**お問い合わせは……美波町税務保険課 ☎ 77 - 3615**

**介護保険各種負担限度額認定の有効期限は、6月30日までとなっております。**

**現在認定証をお持ちの方で、今後利用される方は更新手続きを行ってください。**

各種負担限度額認定とは

- 負担限度額認定（食費、居室費の限度額）
- 特定負担限度額認定（旧措置者の方）
- 社会福祉法人等利用者負担軽減（低所得者で一定基準を満たす方）

申請される方は担当の介護支援専門員か役場住民福祉課までご相談ください。

**【お問い合わせ先】 役場住民福祉課（☎ 77 - 3614）支所住民福祉室（☎ 78 - 2212）**